

ドイツの社会保障研究の今日一年金

下和田 功

1 はじめに

世界に先駆けて社会保険の一部門として公的年金保険制度を導入したのはドイツである。すなわち、障害老齢保険法が1889年に成立し、1891年から実施されており、すでに1世紀以上が経過している。その間幾多の試練を経て、第2次大戦後もドイツ連邦共和国（1949～1990年の東西ドイツに分裂していた時代は西ドイツ）ではその伝統が継承発展され、現在に至っている。

戦後の高度成長期には第1次年金改革（1957年）と第2次年金改革（1972年）が実施され、さらにベルリンの壁崩壊と前後して、1989年にいわゆる1992年年金改革法が成立し、ドイツ再統一後も同法に基づいて年金改革が進められている。

戦後復興期を経て1950年代以降の経済成長期に入ると、年金制度を賃金・生活水準上昇やインフレに対応させる努力が行われ、2次年金改革が実施されたが、1970年代後半から1980年代前半にかけては景気停滞、失業者の急増といった経済環境悪化に対する年金財政対策に重点がシフトしていった。さらに1980年代後半からは人口構造変動への対応がいよいよ中心的課題となってきており、それが1992年年金改革法制定の主要な動機となっているといわれる。同法では、現役世代、退職世代、さらに将来世代との

3世代間公平性を確保するために、①年金支給開始年齢一律65歳への段階的再引上げ、②部分年金・部分就労制、③総賃金ではなく租税・社会保険料控除後の純賃金の上昇率を基準とした年金スライド（純調整主義）、④保険料率・年金スライド率・国庫負担間の自動調節方式、⑤児童養育期間・介護期間に対する評価の強化など、各種の改革が進められた。年金研究の重点も当然にこうした時代状況の変化に対応してきている。

2 年金関係専門誌

年金に関する最新の研究情報はもちろん社会保障関係の専門誌、たとえばArbeit und Sozialpolitik (AS), Sozialer Fortschritt (SF), Soziale Sicherheit (SS), Zeitschrift für Sozialreform (ZfS) などに掲載されている年金関係の論文、関連記事から得られる。しかし、年金保険管理機関の全国組織であるドイツ年金保険者連合会（Verband Deutscher Rentenversicherungsträger=VDR）の歴史は1919年に始まり、1994年に創立75年を祝った。その所在地はFrankfurt a. M.) の発行している機関誌 Deutsche Rentenversicherung (DRV) (月刊) が年金関係の専門誌としては最も充実したものといえよう。同誌を読めば、その時々の年金制度の主要課題や研究情報を概略把握することが

できる。

3 最近の主要な研究動向

低成長経済と人口高齢化の進展という2重苦のもとで、1980年代は年金制度の構造改革が問題となり（Vgl. z.B. Hampe, P. (Hrsg.) 1985 *Renten 2000 : Längerfristige Finanzierungsprobleme der Alterssicherung und Lösungsansätze*, München und Heinze, R./Hombach, B./Scherf, H. (Hrsg.) 1987 *Sozialstaat 2000 : Auf dem Weg zu neuen Grundlagen der sozialen Sicherung*, Bonn），基本年金導入の是非をめぐる租税方式か保険方式維持かなどについて政党、研究者、審議会を巻き込んだ活発な論争が展開された（拙稿1991「1980年代の西ドイツ年金改革論争とその帰結」生命保険文化研究所『文研論集』第94号とその引用文献参照）。

また、1975年の連邦憲法裁判所の判決を受け、1980年代は女性の年金問題が本格的に論じられ、遺族年金・養育期間法（1985年成立）、1992年年金改革法などにより一定の前進がみられた（Vgl. Heine, W./Kiel, W. 1989 “Rentenreform 1992—Der Problemfall Frau”, AS）が、男女間の年金格差は依然大きく、主婦の年金権の確立などはなお不十分な状況にある。米英に比べ、旧西ドイツの女性の就業率は低く、新たに約200万人就業してアメリカ並みになるといわれる。これに対し、旧東ドイツでは女性就業率は非常に高く、就業期間も長く、男女の賃金・年金格差は旧西ドイツほど大きくなかった。そのため、統一後の年金制度統合の結果、被保険者年金の平均月額でみると、すでに1991年7月で旧東ドイツの女性の方が旧西ドイツよりも多くなっている。今後女性の社会進出が進むことを考える

と、賃金格差、育児・介護などによる休・退職、離婚などによって生じる年金法上の男女不平等の是正は重要な政策課題であり、ドイツ連邦議会も、1997年までに女性の年金権確立のための改革に取り組むことを、1991年7月21日に決議している（DRV, Sonderausgabe 9/1993 およびDRV, 10/1994に掲載の Fuchs, M. “Vereinbarkeit von Familie und Beruf als Gestaltungsaufgabe der Rentenversicherung”などの4論文参照）。

情報化社会、少子高齢社会に対応して保険料負担の在り方を抜本的に見直す構想も1980年代には検討されている。たとえば企業の負担する保険料について、現行の専ら賃金に基づく賦課ではなく、ロボットやコンピュータなどの技術革新により増加している企業の生産する付加価値に対して付加価値保険料（Wertschöpfungsbeitrag）ないし機械保険料（Maschinenbeitrag）として上乗せ徴収する提案（Vgl. Rürup, B. 1987 “Wertschöpfungsbeitrag : Eine Antwort auf die langfristigen Risiken der gesetzlichen Rentenversicherung,” in Heinze, R.u.a., *Sozialstaat 2000*, SS.225ff.），年金受給者や被保険者の子どもの数によって保険料率や年金引上げ率を変える提案などが行われている。後者については、1992年7月7日の連邦憲法裁判所の児童養育期間判決により、子どもを生み育てる者がそうでない者と比べて、年金保険法上不利な扱いを受けていたことを是正するよう政府が求められたことから、1993年中頃から新たに議論されており、DRV, 5/1994の2論文 Binne, W. “Kinderzahlabhängige Beiträge zur gesetzlichen Rentenversicherung?”, Müller, H.W. “Zu den Be- oder Entlastungswirkungen eines nach der Kinderzahl

gestaffelten Rentenversicherung - Beitrags-satzes”が有益である。なお、1992年年金改革法で未解決の稼得不能年金、就業不能年金、リハビリテーション給付の問題も現在検討が続けられており、DRV, Sonderausgabe 11/1993, DRV, 2/1994 ではリハビリテーションの特集が組まれ、DRV, 7/1994 では Försterlung, J. u. a. “Reformmodell für den Bereich der Erwerbsminderung im Rahmen der gesetzlichen Rentenversicherung”, Buschmann, G. u.a. “Zur Reform der Renten wegen verminderten Erwerbsfähigkeit”により稼得・就業不能年金の改革案が議論の叩き台として提案され、検討されている。

1990年10月のドイツ再統一の前後から東西ドイツの年金制度統合に伴う法律的技術的その他の諸問題が、Bäcker, G./Steffen, J. 1990 “Sozialunion: Das Beispiel Rentenversicherung-Die Duplizierung bundesdeutscher Verhältnisse auf DDR-Sozialstrukturen,” SF, von Maydell, B.B. 1990 “Die Rentenversicherung auf dem Wege zur deutschen Einheit”, DRV, Schmährl, W. 1991 “Alterssicherung in der DDR und ihre Umgestaltung im Zuge des deutschen Einigungsprozesses”, in Kleinhenz G.(Hrsg.), *Sozialpolitik im vereinten Deutschland I*, Berlin など多くの論者によって論じられてきた（拙稿1994「年金保険制度の統合一ドイツ社会統合の一課題」神戸大学経済経営学会『国民経済雑誌』第170巻第3号とその引用文献参照）。

ECないしEUにおける社会保障のハーモニゼーションの問題については従来多くの文献があるが、ここではその将来展望を取り扱った Menrad, W. “Zukunftsansichten der

Rentenversicherung und der sozialen Sicherheit in der EG”, DRV 1/1994 を挙げておく。

4 社会審議会・連邦労働社会省

第1次年金改革以降、社会審議会(Sozialbeirat. 法律に基づき連邦労働社会省 Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung <BMA>に設置されており、被保険者代表、事業主代表、ドイツ銀行代表、学界代表などから構成されている)はその意見書などを通じて年金制度の発展、とりわけ年金スライド率の決定に重要な影響を与えてきたが、1959年以来長年その会長を務めてきた元フランクフルト大学教授 Meinhold (1977年に労働社会省に設置された「女性(妻)および遺族の社会保障のための専門家委員会」の委員長も務めた。同委員会は女性の年金権確立のための提言を行ってきた)の記念論文集 (Schenke, K./Schmährl, W. (Hrsg.) 1980 *Alterssicherung als Aufgabe für Wissenschaft und Politik : Helmut Meinhold zum 65.Geburtstag*, Stuttgart u.a. <厚生年金基金連合会監訳『学問と政治の課題としての老齢保障』時潮社, 1982年>) では年金問題に大きな影響力をもつ学者、政治家、官僚などにより老齢保障の目的と課題などを論じた35編の論文が寄せられている。Meinholdの後任である Schmährl 社会審議会会长 (ブレーメン大学教授、同大学社会政策センター所長)は *Systemänderung in der Altersvorsorge*, Opladen 1974 や *Beiträge zur Reform der Rentenversicherung*, 1988 など多数の著書・論文を通じて年金問題について精力的に研究を発表している。戦後社会民主党 (SPD) 代議士として長年社会政策問題を担当してきた E.Schellenberg の古希記念論

文集 (Bartholomäi, R. u.a.1977 *Sozialpolitik nach 1945 : Geschichte und Analysen*, Bonn-Bad Godesberg) は戦後社会政策の研究にとって必読の書であるが、本書でも年金改革に行政官として直接関与した K.Jantz, D.Schewe などがその経験を踏まえた論文を寄せている。

管轄官庁である BMA により社会保障の現状を紹介分析したものとしては、①BMA (Autoren; Dieter Schewe, Karl Hugo Nordhorn u.a.) 1975 *Übersicht über die soziale Sicherung*, 9. Aufl., Bonn (ドイツ連邦共和国労働社会省編〈保坂哲哉他訳〉『ドイツ連邦共和国の社会保障制度』光生館, 1978年) と②BMA 1991 *Übersicht über die soziale Sicherheit*, 2. Auflage, Bonn(ドイツ連邦共和国労働社会省編〈ドイツ研究会訳〉『ドイツ社会保障総覧』ぎょうせい, 1993年) が重要であり、年金制度の概要や基礎データ、その社会保障における位置付けなどを知るのに便利である。また、拙稿 1982「所得保障と年金保険」大西健夫編『現代のドイツ第7巻 社会保障』三修社, 宮戸伴久 1989「第4章 年金制度」社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』東京大学出版会も年金制度の現状と課題を論じている。

5 年金保険の歴史的研究

年金保険史を論じた単著はほとんどなく、ドイツ社会保険史を法制面に重点をおいて論じた Peters, H. 1978 *Die Geschichte der sozialen Versicherung*, 3. Auflage, Sankt Augustin や、ドイツ社会保険史100年を祝って開かれた国際シンポジウムの報告集における Zöllner, D. 1981 "Landesbericht Deutschland", in Köhler, P. A. /Zacher, H. /Zöllner, D. (Hrsg.), *Ein*

Jahrhundert Sozialversicherung in der Bundesrepublik Deutschland, Frankreich, Großbritannien, Österreich und in der Schweiz, Berlin 1981. (同英訳書: *The Evolution of Social Insurance 1881-1981 ; Studies of Germany, France, Great Britain, Austria and Switzerland*, London 1982), 医療保険と年金保険の歴史を論じた Tennstedt, F. 1976 "Sozialgeschichte der Sozialversicherung", in Blohmke, M./von Ferber, C./Kisker, K.P./Schaefer, H. (Hrsg.), *Handbuch der Sozialmedizin*, Band III, Stuttgart, 戦後の社会保険史を本格的に取り上げた Hockerts, H. G. 1980 *Sozialpolitische Entscheidungen im Nachkriegsdeutschland ; Alliierte und deutsche Sozialversicherungspolitik 1945 bis 1957*, Stuttgart などにおいて年金保険の歴史的分析も行われている。とくに Hockerts には年金保険史の関連論文が多く、第1次年金改革におけるアデナウアー首相の役割を論じた "Konrad Adenauer und die Rentenreform von 1957", in Repgen, Konrad (Hrsg.), *Die dynamische Rente in der Ära Adenauer und heute*, 1978 Stuttgart und Zürich や年金保険の歴史的連続性の問題を論じた "Sicherung im Alter ; Kontinuität und Wandel der gesetzlichen Rentenversicherung 1889-1979", in Conze, W./ Rainer, L.M. (Hrsg.), *Sozialgeschichte der Bundesrepublik Deutschland, Beiträge zum Kontinuitätsproblem*, Stuttgart 1983 (この点については箸方幹逸 1984 「公的年金制度の連続性と非連続性—ビスマルク社会保険よりアデナウア一年金改革への道」川本和良他編『比較社会史の諸問題—大野英二先生還暦記念論文集』未来社参照) などがある。

VDRはドイツ年金保険100周年を祝って、『公的年金保険事典』(Ruland, F.[Hrsg.]1990 *Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung : Festschrift aus Anlaß des 100jährigen Bestehens der gesetzlichen Rentenversicherung im Auftrag des Vorstandes des VDR, Neuwied und Frankfurt a.M.*)を公刊したが、本書は39編からなる論文集であり、公的年金の歴史、社会政策的意義、社会秩序との関連、老齢保障システムにおける役割、法律的考察、管理運営、数理統計の7部に分けて編纂されてお

り、第1部では Köhler, Hockertsなど7人の研究者により年金保険の生成から将来展望までが考察されている。同書の Ruland 論文 “Die Grundprinzipien des Rentenversicherungsrechts”, SS. 481-524 はドイツ年金保険の基本原理について検討を加えており、含蓄深い。筆者も戦後ドイツ年金史を中心に論じている拙著(『ドイツ年金保険論』千倉書房, 1995年)では、本書の諸論文を参照している。

(しもわだ・いさお 一橋大学教授)